

奥州市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年1月27日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和元年10月23日から25日まで

本監査 令和元年10月28日

(2) 監査の対象とした部課等名

ア 教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課、歴史遺産課、水沢支所、前沢支所、胆沢支所及び衣川支所

イ 教育機関

教育研究所、東水沢学校給食センター、江刺学校給食センター、前沢学校給食センター及び胆沢学校給食センター

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成30年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等（機関）名 | 監査の結果 |
|----------|---------------------------------|
| 教育総務課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 学校教育課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 歴史遺産課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 水沢支所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢支所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 胆沢支所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川支所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 教育研究所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 東水沢学校給食センター | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 江刺学校給食センター | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢学校給食センター | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢学校給食センター | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

3 その他

監査対象外の契約事務及び支出事務ではあるが、懲戒処分の対象となる不適正な事務処理事案が発生したことから、事の重大性に鑑み、十分な再発防止策を講じ、より一層適正な事務処理を徹底されたい。